

**独立行政法人国立健康・栄養研究所
平成13年度外部評価委員会報告書**

- 平成14年度計画の事前評価について -

平成14年3月31日

はじめに

独立行政法人国立健康・栄養研究所における「平成14年度計画」を評価するため、平成14年3月19日に外部評価委員会が開催された。

本報告書は、本委員会における意見をとりまとめ、今後の独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究業務等のあり方についての提言を行うものである。

1．独立行政法人国立健康・栄養研究所の全般的なあり方について

国立健康・栄養研究所は、平成13年4月1日より厚生労働省が所管する国立試験研究機関から、独立行政法人へと移行した。独立行政法人化にあたっては、独立行政法人国立健康・栄養研究所法の規定により、「国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図る」ことが研究所設置の目的とされた。さらに、栄養改善法の規定に基づく業務として、国民栄養調査の集計事務、特別用途表示の許可等に係わる試験及び収去食品の試験を行うことが規定された。また、厚生労働大臣が指示する平成13～17年度の5カ年間の業務目標である「中期目標」においては、業務運営の効率化、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項が示されている。特に、行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究として、(1)国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究、(2)国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究、(3)食品についての栄養生理学上の調査及び研究を、中期計画期間中に重点的に行うこととなっている。

これらの研究業務を確実に遂行するため、平成13年5月15日には全面的な組織改定が行われ、平成14年4月1日からは、厚生労働省の試験研究機関の再編に伴い、国際・産学共同研究センターを設置する予

定となっている。また、内部評価委員会の設置等による進行管理体制の充実、関係諸団体との意見交換等による社会的ニーズの把握、講演会やホームページ等による研究成果の積極的な普及に努めている。

このように、独立行政法人として設立された当初の「中期目標」を達成すべく、組織体制の再構築を含めた努力をしているが、独立行政法人化に伴う、制度上、予算上、業務運営上のメリットあるいはデメリットを十分に整理し、メリットを最大限生かすよう検討、努力するべきである。そうしないと、独立行政法人化そのものの意義が薄れるように思われる。例えば、少ない人員で業務を遂行するために優先度が高く、出来ることに対して最善の執行をする。民間企業等との連携によるマンパワー及び研究資金の確保等、独立行政法人としての“自由度”を生かした運営上の工夫を検討する必要がある。一方、デメリットについては、それに対する対処の仕方を考えておく必要がある。さらに、独立行政法人においては、社会のニーズの変化に即応した柔軟な運営が求められており、必要に応じて「中期目標」の変更を検討する必要があるのではないかとと思われる。

2．栄養改善法に規定される業務等について

栄養改善法に規定される業務として国民栄養調査の集計事務があるが、栄養改善法が現在国会で審議されている「健康増進法」へ移行するに当たり、厚生労働省との業務の切り分けの見直し等も検討する必要がある。健康増進法の下での新たな健康づくり施策の中で、健康日本21及び国民健康・栄養調査等において、国立健康・栄養研究所がより発展的かつ積極的に関与していくことが望まれる。また、生活習慣病の予防は、健康日本21計画の推進に当たっての中心的な目標であるが、基礎から応用に至る幅広い視点から、生活習慣病予防に資する研究を他機関との連携をとりながら推進する必要がある。

3．研究成果を広く国民に伝える役割について

国立健康・栄養研究所の役割として、栄養や健康に関して国民にわかりやすい形で正しいメッセージを伝えていくことが非常に重要である。研究者、専門家としての視点だけではなく、栄養・食生活あるいは運動を含めた健康づくりについて、一般講演会、インターネット、書籍その他のメディアを通じて、一般国民の視点に立った情報伝達を行う必要がある。すでに、ホームページ等により情報発信を行っているが、アクセス件数での評価や何らかの形での質的な評価を行う必要がある。特に健康的な食生活の啓発という観点からは、子どもを対象としたホームページ等の開発も重要である。

4．研究業績などの評価について

評価については、機関内部での個人評価、プロジェクト評価、また外部委員による機関評価及び厚生労働省での独立行政法人評価委員会等、それぞれたいへん重要なものであり、必要なものである。特に、研究者個人への評価については、理事長が研究職員全員に面接を行うなど、積極的に実施するようにしている。一方、“研究”というきわめてプロダクティブな仕事をより良く行うためには、評価そのものに縛られ過ぎず、研究者個人がある程度の自由度を持つことも必要と思われ、より適切な評価の仕組みを考えて行く必要がある。

以上の意見等を踏まえ、平成14年度計画を確実に実行に移していくとともに、中期的な視点からは、独立行政法人としての組織のあり方、業務の方向性等についても適宜見直し、国民のニーズにより良く応えることの出来る研究所として、発展して行くことが望まれる。本外部評価委員会においては、そのために必要な提言を継続的に行っていく所存である。

外部評価委員会 名簿 (50音順)

- 五十嵐 脩 (茨城キリスト教大学教授
厚生労働省独立行政法人評価委員会委員)
- 上畑 鉄之丞 (国立公衆衛生院次長)
- 香川 芳子 (女子栄養大学学長)
- 葛谷 信明 (国立国際医療センター代謝内分泌科医長)
- 栗原 敏 (東京慈恵会医科大学学長)
- 坂本 元子 (和洋女子大学教授
厚生労働省独立行政法人評価委員会委員)
- 鈴木 建夫 (独立行政法人食品総合科学研究所理事長)
- 南 砂 (読売新聞社編集局解説部次長)
- 米谷 民雄 (国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部長)

: 委員長